

題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、
慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべ

きものと議決いたしました。
以上御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	月日	提出	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	付委員会 議委員 決議会	参議院	衆議院	備考											
57	47	35	34	33	21	琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改 正する法律案	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補 給臨時措置法の一部を改正する法律案	特定市街化区域農地の固定資産税の課 税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置 法の一部を改正する法律案	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建 設等促進法の一部を改正する法律案	治山治水緊急措置法の一部を改正する 法律案	先議	五七、二、九	二一〇	三一〇	三一〇	（予）				
案											受	受	受	受	受	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
											送付	四二六	四二六	四二六	四二六	（予）	（予）	（予）	（予）	
受											領	領	領	領	領	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
領											付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	議本 会 決議	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
（予）											参議院	衆議院	参議院	衆議院	参議院	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	議本 会 決議	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	五 決 三	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	付委員会 議委員 決議会	議本 会 決議	議本 会 決議	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	五 決 四	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
三 二											衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
四 決 二	四 決 二	五 決 四	四 決 九	四 決 九	四 決 九	四 決 九	四 決 九	四 決 九	四 決 九	四 決 九	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
四 決 三	四 決 三	六 決 五	四 決 三	四 決 三	四 決 三	四 決 三	四 決 三	四 決 三	四 決 三	四 決 三	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	五七、三二六	三二六	三二六	四二三	
											本 説 明 議 聽 取 趣	五七、四一四	五七、四一四	五七、四一四	五七、四一四	五七、四一四				

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名						
26	9	8					
住宅保障法案	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	提出者	月日	付月日	提出月日	付委員会
外中村五郎君	建設委員長	建設委員長 (五七、三二四)	五七、三二五	五七、三二五	五七、三二六	五七、三二五	参議院
		三二五	五二四	三二六	(予)可	(予)可	議員会
			五二四	三二五	三二〇	五七、三三〇	議本会
				可	決	五七、三三一	議決議
					三三二	五七、三三二	付委員会
五七、五一四	継続審査				可	五七、三三六	衆議院
					決	五七、三三六	議本会
							備考

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出
三、二六 衆可決
三、三二 参可決

要旨

本法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを併せ増進するために策定された琵琶湖総合開発計画に基づく事業が、現行法の有効期限（昭和四十七年度から五十六年度まで）内に完了できない見込みとなつたため、その有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで、さらに十箇年延長し、事業

を実施するための特別措置等を引きつづき講じようとするものである。

十一日までとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）（衆議院送付）

五七、二、一〇 内閣提出

三、二六 衆可決

三、二二 参可決

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して賃貸住宅の建設等を行う場合、融資機関が資金の融通をするときは政府が融資機関と利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期限を二か年延長し、昭和六十年三月三

ただいま議題となりました五法案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十年三月三十一日まで二か年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十年三月三十一日まで二か年延長しようとするものであります。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖総合開発事業を引き続き実施し、琵琶湖の自

然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで十ヵ年延長しようとするものであります。

次に、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく治山、砂防、河川改修等の対策事業をなお継続して実施するため、その有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで五ヵ年延長しようとするものであります。

次に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、奄美群島の港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する国の負担割合の特例について、その有効期限を昭和五十八年度まで二ヵ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院提出二法案及び内閣提出三法案をそれぞれ一括して議題とし、特殊土壤地帯対策事業の充実強化、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限の延長、琵琶湖の水質回復対策、宅地需給と法律の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

す。

質疑を終わり、順次、討論、採決に入りましたが、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、いずれも討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本社会党西ヶ久保重光君及び日本共産党上田耕一郎君よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、同法案に対し五項目にわたる附帯決議が付されま

した。

以上御報告申し上げます。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）
(衆議院送付)

五七、一、一〇 内閣提出
三、一二 児可決

三、三一 参可決

五七、一、一〇 内閣提出
三、一二 児本会議趣旨説明
四、一三 児可決
四、一四 參本会議趣旨説明
四、二三一 参可決

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、農地所有者が市に対して行う土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫が農地を転用して賃貸若しくは譲渡する住宅を建設しようとする者等に対して貸し付ける資金の利率の優遇措置についての適用期限を三か年延長して、昭和六十年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）(衆議院送付)

要旨

本法律案は、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法に基づく住宅金融公庫の貸付制度の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次の通りである。
一、宅地造成資金貸付けの対象事業の拡大
宅地造成資金の貸付け対象事業に借地方式による宅地造成事業及び一般の土地区画整理事業等を追加すること

とする。

二、簡易耐火構造の住宅の範囲の拡大

一定の耐火性能を有する構造の住宅を簡易耐火構造の住宅に位置づけ、当該住宅に係る貸付金の限度及び償還期間について、貸付条件の改善を行うこととする。

三、土地担保賃貸住宅資金貸付けの要件の緩和

土地担保賃貸住宅資金貸付けについて、対象建築物の階数要件（現行三階以上）を緩和することとする。

四、一定規模の個人住宅に係る貸付金の利率の特例

個人住宅資金貸付けの貸付金について、住宅の規模に応じて異なる利率で貸し付ける規模別貸付制度を設けることとする。

五、個人住宅資金貸付け等に係る段階金利制の導入

個人住宅資金貸付け及び賃貸住宅資金貸付けの貸付金について、貸付け後十一年目以降においては、貸付け当初十年間の利率の上限とは異なる利率（七・五パーセント）を上限とする段階金利制を導入することとする。

なお、所得が低額である等で政令で定めるものについては、貸付け後十一年目以降も当初の利率とすることができることとする。

六、既存住宅資金貸付けに係る貸付金の貸付条件の法定化

現在政令で定めることとされている既存住宅資金貸付けについての貸付条件を法律で定めることとする。

七、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付条件の改善

住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについて、通常貸付分と割増貸付分とを分離して貸付金の利率を定めるとともに、自ら居住するため施設建築物内の住宅を購入する場合を貸付対象に加えることとする。

八、住宅金融公庫住宅地債券制度の創設

住宅又は宅地の計画的な取得の促進を図るため、現行の住宅金融公庫住宅地債券制度に代えて、新たに住宅金融公庫住宅地債券制度を設けるとともに、新たに住宅金融公庫住宅地債券制度を設けるとともに、債券積立者に対する割増貸付け等を行うこととする。

九、家賃限度額に係る規定の整備

公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額を算定するに当たり、著しい建築物価の変動等が生じた場合において参考すべき費用に関する規定を設けることとする。

十、住宅金融公庫の特別損失に係る補填措置

昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度の特

別損失について、後年度に国が交付金を交付して補填することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫法等に基づく貸付制度等について、宅地造成資金の貸付対象を借地方式による宅地造成事業等にも拡大すること、土地担保賃貸住宅貸し付けについて三階以上とされている建物の要件を緩和すること、個人住宅貸し付けについて住宅の規模別に異なった金利で貸し付けを行うこと、個人住宅及び賃貸住宅貸し付けについて、貸し付け後十一年目以降、段階金利制を導入すること、既存住宅貸し付けの貸付条件を法定化すること、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額改定の場合の参酌規定を設けること等、所要の改正を行おうとしております。

委員会におきましては、住宅建設五ヵ年計画とその進捗状況、規模別金利及び段階金利制による利用者の負担増と

財政の節減の見通し、国内産木材の有効利用、中古住宅貸し付けの拡充、地方住宅供給公社の賃貸住宅の家賃改定と家賃限度額の変更規定の妥当性等について、政府及び参考人に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して松本委員より、規模別金利及び段階金利制度の規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、続いて討論に入り、日本社会党を代表して片山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して谷川理事より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して原田委員より原案に反対、日本共産党を代表して上田委員より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野理事より七項目にわたる各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

（先議）

五七、二、二〇 内閣提出

四、二八 参可決

六、一五 衆可決

要旨

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十七年度を初年度とする第六次の治山事業五ヵ年計画及び治水事業五ヵ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、財源問題、五ヵ年計画の整備目標との達成見通し、中小河川の整備と都市河川対策、災害危険箇所対策、水資源開発とダム対策、林野事業の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

土地区画整理法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（衆議院送付）

五七、三、一二 内閣提出

四、一三 衆可決

五、一四 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨

本法律案は、市街地における都市基盤施設整備の立ち遅れ、住宅地供給の停滞等の状況に対処するため、土地区画整理事業の円滑な施行を確保しつつ、その一層の促進を図ろうとするものであり、主な内容は次の通りである。

一、地方住宅供給公社は、住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難である場合に、土地区画整理事業を施行することができるものとする。

二、建設大臣は、土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとし、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るために必要な技術検定を行うことができるものとする。

三、賦課金、清算金等に係る督促手数料に関する規定の整備等所要の改正を行うものとする。

する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、土地区画整理事業の一層の推進を図るため、地方住宅供給公社を施行者に加えるとともに、土地区画整理事業の換地計画に関し専門的技術を有する者の養成確保等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、区画整理事業による効用増が周辺地価に及ぼす影響、事業施行地区の市街化促進、技術検定の趣旨及び内容等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野理事より五項目にわたる各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

委員長報告

ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第八号）（衆議院提出）

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院提出）

五七、三、二四 衆建設委員長提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく、治山、砂防、河川改修、道路防災、農地防災、土地改良等の対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで、五年間延長しようとするものである。

要旨

本法律案は、奄美群島の港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する国の負担割合の特例について、その有効期間を昭和五十八年度まで、二箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照